

行政監査結果に係る措置状況報告書

(令和7年3月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第8号

令和7年3月13日

東大阪市監査委員 向 川 茂 弘

同 牧 直 樹

同 菱 田 英 継

同 木 村 芳 浩

行政監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項の規定により次のとおり公表します。

目次

福	祉	部		1
---	---	---	-------	---

行政監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和 7 年 2 月 7 日

3. 監査結果に関する報告

令和 4 年 8 月 10 日監報第 3 号 監査結果報告書

4. 監査の対象

福祉部所管事務

<検討又は改善を要する事項>

認知症総合支援事業（福祉部高齢介護室地域包括ケア推進課所管）

認知症サポーター等養成事業

認知症サポーター等養成事業委託契約について

東大阪市認知症サポーター等養成事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、認知症サポーター養成事業、キャラバン・メイト養成研修事業及びオレンジメンバー養成事業について、社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に委託している。

ところで、要綱のほかに仕様書がなく、講座開催や広報活動等について具体的に規定されていない。また、事業報告には認知症サポーター養成講座の実施状況は報告されているものの、その他の業務が具体的に報告されていない。

仕様書を作成し、委託先が行うべき業務を明確にしたうえで、適正な事業報告を求められたい。

措置内容

措置済

令和5年度契約より仕様書を作成し、委託業務の内容を具体的に規定しました。

また事業報告については、認知症サポーター養成事業のほか、キャラバン・メイト養成研修事業及びオレンジメンバー養成事業についても実施状況を報告することを仕様書に規定し、令和5年8月報告分より適切な報告を受けています。